

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 27 年 6 月 5 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 30 年 1 月 16 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 30 年 2 月 9 日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県立病院課	（1 者随意契約理由） 河北病院及び鶴岡病院において「診療材料調達業務委託」を 1 者随意契約により行っているが、その理由書に記載された「全国的なデータ及び県立他病院のデータを持つ業者が他にないこと」では、理由として不十分である。1 者随意契約の適用要件を厳格に適用し、説得力のある理由を記載すべきである。	（河北病院） 平成 29 年度から平成 31 年度を契約期間とする「診療材料調達業務委託」においては、公募型プロポーザルによる選定方法で業者を選定し、契約を締結した。